

特許・実用新案審査基準等の改訂の経緯

- 平成5年6月 『特許・実用新案 審査基準』の策定、公表
 それまでの産業別審査基準を廃止し、一般基準に統合。新技術分野(コンピュータ・ソフトウェアやバイオテクノロジー関連)の進展にも対応。
- 平成5年11月 『審査ガイドライン』、『明細書及び図面の補正の運用指針』等
 最初/最後の拒絶理由通知に関連する審査の進め方、補正の範囲に関する適正化。(平成5年改正法対応)
- 平成7年5月 『平成6年改正特許法等における審査及び審判の運用』
 特許法第36条改正(記載要件の見直し)に伴う審査の運用指針、外国語書面出願に係る審査の運用指針等。(平成6年改正法対応)
- 平成9年2月 『特定技術分野の審査の運用指針』
 コンピュータ・ソフトウェア関連発明、生物関連発明について。「プログラムを記録した記録媒体」を「物」の発明とした。
- 平成11年12月 『インターネット等の情報の先行技術としての取り扱い運用指針』
 インターネット等、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった情報を、頒布された刊行物と同様に新規性阻害事由とする。(平成11年改正法対応)
- 平成12年12月 『特許・実用新案 審査基準』の改訂
 「審査基準」と「審査ガイドライン」、「運用指針」類を整理・統合するとともに、明細書の記載要件、新規性・進歩性を中心に内容を見直し。また、「プログラム」を「物」の発明とする、ビジネス方法に関する発明の取扱いを明確化するなど、コンピュータ・ソフトウェア関連発明の取扱いについて見直し。
- 平成13年6月 『明細書の記載要件事例集』
 明細書の記載要件に関する判断、出願人の対応についての事例集を作成。
- 平成13年8月 『遺伝子関連発明事例集』
 ヒトゲノムプロジェクトの成果物を適切に保護するための事例集を追加。
- 平成14年7月 『先行技術文献情報開示要件』(新設)
 先行技術文献情報開示制度の導入に対応。(平成14年改正法対応)
- 平成15年3月 『タンパク質立体構造関連発明事例集』
 タンパク質立体構造関連技術の進展に対応するための事例集を追加。
- 平成15年8月 『産業上利用することができる発明』
 生体外における培養皮膚、組換え製剤等の製造方法は、同一人に戻すことが前提であっても特許の対象。(産業構造審議会・医療行為WG対応)

- 平成15年10月 『明細書及び特許請求の範囲の記載要件』
請求項に係る発明と発明の詳細な説明に発明として記載したものとの、実質的な対応関係を求める(いわゆる「サポート要件」)。
『明細書、特許請求の範囲又は図面の補正』
出願当初の明細書等から自明な事項の範囲内での補正を可能とする。
- 平成15年12月 『発明の単一性の要件』
二以上の発明を一の願書で特許出願するためには、同一の又は対応する特別な技術的特徴を有することが必要。(平成15年改正法対応)
- 平成16年7月 『優先権』(新設)
パリ優先権/国内優先権主張の効果が認められる範囲は第一国出願/先の出願の書類全体に記載した事項の範囲とし、その適否判断は新規事項と同じ。
『実用新案技術評価書の作成』
新規性・進歩性等が欠如しているとの評価をする際には、その理由を記載する。(産業構造審議会・実用新案制度WG対応)
- 平成16年9月 『審査の進め方』
他の審査基準の改訂内容の反映、表現等の見直し。
- 平成17年3月 『出願の変更』、『実用新案登録に基づく特許出願』(新設)
実用新案登録後の特許出願への変更について。(平成16年改正法対応)
- 平成17年4月 『産業上利用することができる発明』、『医薬発明』(新設)
「医療機器の作動方法」を特許対象とし、「医薬の新しい効能・効果を発現させる」技術について物の特許として保護する。(知的財産戦略本部・医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会対応)
- 平成18年6月 『新規性・進歩性』
請求項に用途の限定がある場合の考え方について。
- 平成19年3月 『発明の単一性の要件』、『発明の技術的特徴を変更する補正』(新設)
審査が行われた後に審査対象を発明の単一性の範囲を超えて補正をすること(シフト補正)を禁止。(平成18年改正法対応)
『出願の分割』、『第50条の2の通知』(新設)
特許査定後、拒絶査定後の分割が可能。分割出願について、原出願に対して通知したものと同一の拒絶理由がある場合、特許法第50条の2の通知を行い最後の拒絶理由通知時と同様に補正の制限を課す。(平成18年改正法対応)

<<平成20年11月 産業構造審議会に審査基準専門委員会を設置 >>

・・・以下の審査基準改訂等は、いずれも上記専門委員会で審議、了承されたもの。

平成21年1月 『微生物等の寄託の要否に関する事例集』

微生物等の寄託の要否について明確化するための事例集を追加。

平成21年11月 『産業上利用することができる発明』、『医薬発明』

「診断を補助するための人体のデータ収集方法の発明」を特許対象とし、また、「新たな用法・用量の医薬発明」を物の発明として保護する。(知的財産戦略本部・知的財産による競争力強化専門調査会先端医療特許検討委員会対応)

平成22年2月 『「進歩性」のケーススタディ』(関連資料)

進歩性の審査基準の理解を助けるために作成、公表。

平成22年6月 『明細書、特許請求の範囲又は図面の補正』

補正(除くクレーム)による新規事項の追加の判断に関して、知財高裁大合議判決¹と整合。審査実務における変更なし。

平成23年9月 『明細書及び特許請求の範囲の記載要件』

厳しすぎる判断や判断のばらつきを是正するため、説明が不十分な箇所の記載を補足・明確化し、また、異なる時期に改訂された要件間の不整合を解消。

平成23年12月 『特許権の存続期間の延長』

特許法第67条の3における「特許発明の実施に政令で定める処分を受けることが必要であった」についての考え方を整理し、最高裁判決²に整合させた。(産業構造審議会・特許権の存続期間の延長制度検討WG対応)

平成25年7月 『発明の単一性の要件』、『発明の技術的特徴を変更する補正』

発明の単一性・シフト補正の判断が厳しいとのユーザーからの指摘を踏まえ、審査対象を拡大するとともに、補正の要件を緩和。また、これらの規定の趣旨を踏まえ、必要以上に厳格に適用することがないように明確化。

¹ 平成 18(行ケ)10563

² 平成 21(行ヒ)324-326 (原審は、平成 20(行ケ)10458-10460)